

沖繩県指令子第809号
平成29年8月31日

社会福祉法人沖繩県共同募金会
会長 湧川 昌秀 殿

沖繩県知事
翁長 雄志



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成29年8月31日 から 平成34年8月30日 まで